11　10に規定する適応に関する情報については、適当な場合には、他の情報若しくは文書（自国の適応に関する計画、第四条2に規定する国が決定する貢献又は自国の情報を含む。）の構成要素として又はこれらと併せて、定期的に提出し、及び更新する。

12　10に規定する適応に関する情報については、事務局が管理する公的な登録簿に記録する。

13　開発途上締約国に対しては、7及び9から11までの規定を実施するための継続的であり、及び強化された国際的な支援を第九条から第十一条までの規定に従って提供する。

14　第十四条に規定する世界全体としての実施状況の検討においては、特に、次のことを行う。

(a)　開発途上締約国の適応に関する努力を確認すること。

(b)　10に規定する適応に関する情報を考慮しつつ、適応に関する行動の実施を促進すること。

(c)　適応及び適応のために提供された支援の妥当性及び有効性を検討すること。

(d)　1に規定する適応に関する世界全体の目標の達成に向けた全体としての進捗状況を検討すること。

第八条

1　締約国は、気候変動の悪影響（気象についての極端な事象及び緩やかに進行する事象を含む。）に伴う損失及び損害を回避し、及び最小限にし、並びにこれらに対処することの重要性を認め、並びに損失及び損害の危険性を減少させる上での持続可能な開発の役割を認識する。

2　気候変動の影響に伴う損失及び損害に関するワルシャワ国際制度（以下「ワルシャワ国際制度」という。）は、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の権限及び指導に従うものとし、この協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が決定するところに従って改善し、及び強化することができる。

3　締約国は、気候変動の悪影響に伴う損失及び損害に関し、協力及び促進に基づき、適当な場合には、例えばワルシャワ国際制度を通じ、理解を増進し、並びに行動及び支援を強化すべきである。

4　3に規定する理解の増進並びに行動及び支援の強化のための協力及び促進の分野には、次のものを含むことができる。

(a)　早期警戒体制

(b)　緊急事態のための準備

(c)　緩やかに進行する事象

(d)　回復不可能及び半永久的な損失及び損害を伴い得る事象

(e)　包括的なリスクの評価及び管理

(f)　リスクに対処する保険の制度、気候リスクの共同管理その他保険による解決

(g)　経済外の損失

(h)　地域社会、生活の手段及び生態系の強靱性

5　ワルシャワ国際制度は、この協定の下にある既存の機関及び専門家団体並びにこの協定の外にある関連の機関及び専門家団体と協力する。

第九条

1　先進締約国は、条約に基づく既存の義務を継続するものとして、緩和及び適応に関し、開発途上締約国を支援するため、資金を供与する。

2　1に規定する支援について、他の締約国は、任意に、提供すること又は引き続き提供することが奨励される。

3　先進締約国は、世界全体の努力の一環として、開発途上締約国のニーズ及び優先事項を考慮しつつ、種々の行動（各国主導の戦略を支援することを含む。）を通じ、公的資金の重要な役割に留意して、多様な資金源及び経路から並びに多様な手段により気候に関する資金を動員することに引き続き率先して取り組むべきである。そのような気候に関する資金の動員については、従前の努力を超える前進を示すものとすべきである。

4　規模を拡大して行われる資金の供与については、適応のために公的でかつ贈与に基づく資金が必要であることを考慮しつつ、各国主導の戦略並びに開発途上締約国（特に、気候変動の悪影響を著しく受けやすく、及び著しく能力に制約があるもの。例えば、後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）の優先事項及びニーズを考慮に入れて、適応と緩和との間の均衡を達成することを目的とすべきである。

5　先進締約国は、適当な場合には、1及び3の規定に関連する情報であって、定量的及び定性的に示されるもの（可能な場合には、開発途上締約国に供与される公的資金の予定された水準を含む。）を二年ごとに通報する。資金を供与する他の締約国は、任意に当該情報を二年ごとに通報することが奨励される。

6　第十四条に規定する世界全体としての実施状況の検討においては、気候に関する資金に関連する努力についての先進締約国又はこの協定の機関が提供する関連の情報を考慮する。

7　先進締約国は、第十三条13に定めるところによりこの協定の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が第一回会合において採択する方法、手続及び指針に従い、開発途上締約国のために提供され、及び公的な関与を通じて動員された支援に関する透明性及び一貫性のある情報を二年ごとに提供する。他の締約国は、同様に当該情報を提供することが奨励される。

8　条約の資金供与の制度（運営組織を含む。）は、この協定の資金供与の制度としての役割を果たす。

9　この協定のためにその役割を果たす組織（条約の資金供与の制度の運営組織を含む。）は、開発途上締約国（特に後発開発途上国及び開発途上にある島嶼国）の気候に関する戦略及び計画の文脈において、簡素化された承認の手続及び受入準備のための強化された支援により、当該開発途上締約国のため資金を効率的に利用する機会を確保することを目的とする。

第十条

1　締約国は、気候変動に対する強靱性を向上させ、及び温室効果ガスの排出を削減するために技術開発及び技術移転を十分に実現することについての重要性に関する長期的な展望を共有する。

2　締約国は、この協定に基づく緩和及び適応に関する行動を実施するための技術の重要性に留意しつつ、技術の導入及び普及に関して既に行われている努力を認識して、技術開発及び技術移転に関する協力的な行動を強化する。

3　条約に基づいて設立された技術に関する制度は、この協定のためにその役割を果たす。

4　1に規定する長期的な展望の達成に向け、この協定の実施を支援するため、技術開発及び技術移転に関する強化された行動を促進し、及び円滑化するに当たり、この協定により、技術に関する制度における活動に包括的な指針を与える技術に関する枠組みを設定する。

5　イノベーションを加速し、奨励し、及び可能にすることは、気候変動に対する効果的及び長期的な世界全体での対応並びに経済成長及び持続可能な開発の促進のために不可欠である。このような努力に対しては、適当な場合には、研究及び開発に関する協調的な取組のため並びに開発途上締約国が特に技術の周期の初期の段階において技術を利用する機会を得やすくするため、支援（技術に関する制度による支援及び条約の資金供与の制度による資金上の手段を通じた支援を含む。）を行う。